

農地法

(昭和27.7.15) 最近改正 平成30.5.18 法23号

1. 用語

(1) 農地・採草放牧地（法第2条第1項）

「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいいます。

なお、「農地」かどうかは、登記簿上の地目（田・畑）によるのではなく、現況で判定します。

(2) 農業委員会

「農業委員会」とは、農業委員会等に関する法律に基づいて原則として一市町村に一つ設置される委員会。農地法や土地改良法等に基づき、農地等の利用関係の調整や自作農の創設維持、農地等の交換分合などの事務を処理します。

2. 農地又は採草放牧地の権利移動の制限（法第3条第1項）

(1) 制限の内容

農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、当事者が、農業委員会の許可を受けなければなりません。

(2) 許可申請のあて先

農業委員会

【適用除外】

- I 民事調停法による農事調停によって権利が設定され、又は移転される場合
- II 土地収用法その他の法律によって権利が収用され、又は使用される場合
- III 遺産の分割、財産の分与に関する裁判や調停、相続財産の分与に関する裁判によって権利の設定や移転が行われる場合
- IV その他

3. 農地の転用の制限（法第4条第1項）

(1) 制限の内容

農地を農地以外のものにする者は、農業委員会を経由して都道府県知事等の許可を受けなければなりません。

(2) 許可申請のあて先

- I 都道府県知事
- II 農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の区域内にあつては、指定市町村の長

【適用除外】

- I 土地収用法その他の法律によって収用し、又は使用した農地をその収用又は使用に係る目的に供する場合
- II 市街化区域内にある農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものにする場合 など

4. 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限（法第5条第1項）

(1) 制限の内容

農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。）にするため、これらの土地について所有権を移転し、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用収益を目的とする権利を設定又は移転する場合には、当事者が農業委員会を経由して都道府県知事等の許可を受けなければなりません。

【適用除外】

- I 土地取用法その他の法律によって農地や採草放牧地又はこれらに関する権利が取用され、又は使用される場合
- II 市街化区域内にある農地又は採草放牧地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地及び採草放牧地以外のものにするため所有権や地上権等を取得する場合 など

(2) 市街化区域における農地転用のための権利移動の届出

- I 市街化区域内の農地の転用を目的とした売買については、法第5条第1項第6号により届出を行います。
- II 届出書は、売主と買主とが連署し、必要な添付書類と共に転用の行為に着手しようとする日前で、かつ、その農地を取得しようとする日以前に、農業委員会へ提出します。
- III 農業委員会は、届出を受理したときは遅滞なく受理通知書その届出者に交付し、届出を受理しないこととしたときは、遅滞なく理由を付してその旨をその届出者に通知します。

(3) 市街化調整区域内の農地転用許可

- I 市街化調整区域内の農地の転用はほとんど許可されません。
- II 許可申請書は、農業委員会を経由して都道府県知事に提出します。

(4) 転用許可基準

転用が許可されないケースとして、概ね次のようなものが列举されています。

- I 申請に係る農地が、農用地区域内にある場合、及び農用地区域外であるが集团的に存在する農地、その他良好な営農条件を備える一定の農地である場合
ただし、市街地の区域内又は市街化が見込まれる区域内にある農地はこの限りではないとされています。
- II 申請に係る農地に代えて、周辺の他の土地を供することにより、その事業の目的を達成することができる
と認められる場合
- III 申請に係る農地すべてを、申請した用途に供することが確実に認められない場合など